

第八回 参議院建設委員会會議録 第二一號

昭和二十五年七月二十日(木曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件
○建設省その他の建設事業に関する調査の件

(昭和二十五年建設省關係公共事業費に関する件)

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(柴田政次君) それでは只今から委員会を開きます。

本日は建設省所管公共事業費の内訳に對しまして、當局の説明をお願いしたいと思ひます。

次長の伊藤君から一つお願いしたいと思ひます。

○説明員(伊藤大三君) 河川局の次長伊藤でございます。

河川局で扱っております事業で、本年度といたしまして予算に掲げられましたのは、全部で百十七億、その内訳を申上げて参ります。この百十七億の中で、実は河川局關係から移し替へに成りまして、管理局關係へ移ります。土木機械八億円、並びに特定地域の調査費千二百万円、こういうものがこの中に含まれておりますから、その点だけ御了承願ひたい。その後は全部河川局で扱っております。河川局で扱っております予算の費目を費目別に金額を併せて申上げて参ります。

先ず河川局でやつております河川の改修につきましては、国が直轄でいた

第十六部 建設委員会會議録第二号 昭和二十五年七月二十日【参議院】

しておりますのと、それから府県へ補助してやつておる改修事業と二通りあるのであります。先ず直轄河川改修費と申しますのは、これは私の地方建設局というのが大局でございます。それが建設大臣の委任を受けまして、そうして工事をやつておるのでございまして、この費用が直轄河川改修費六十二億三千七百万円、その内訳といたしまして、直轄河川改修費五十九億円、維持費が三億三千七百万円、この事業でございまして、直轄河川改修費といたしまして、大体現在においては七十三本全国でやつております。この中の三分の一は、負担金といたしまして地元の府県から国へ納付するものであります。事業費はやはり五十九億円が事業費になるのでございまして、それから直轄河川維持費三億三千七百万円、これは実は少し訂正がございまして、この河川維持費三億三千七百万円の外に三千五百万円というのが只見川を調査するというのが一時保留になつたような恰好になつておりました。それが又戻りましてこの直轄河川維持費というので三億七千二百万円といたうことになつておりますから、一つ御了承願ひたいと思ひます。これは直轄河川の改修に必要な測量、調査、そういうものをやる費用でございます。大体現在におきましては、従来やりましたものの改訂の必要ある部分の調査と新たな河川の問題についての測量をする。そういうような経費がこれに掲げてあるわけでございます。

先程ちよつと間違ひましたが、その上の直轄河川の維持費というのは現在やつております。昨年までやつて参りました九本に足しまして、十本の河川につきまして国が工事をすでに施工いたしましたもの、並びにもう施工が相当の進捗事になつたものにつきまして、河川法の六條によりまして国がこれを直轄して維持工事をやつておるものでございまして、これは約十本でございまして、先程申しましたが、河川調査費のほうであります。ちよつと訂正いたします。

河川事業調査費、それは一億二百万の内、先ず直轄河川の調査費としましては、河川調査費と掲げております二千万円、これが先程申し上げました調査費でございます。それからその下の五百五十万円という河川調査費補助、これは府県において河川工事を施工せらるる場合に當りまして、その河川の改修計画を樹立するためのいろ／＼の調査をする。その調査に對しまする補助

でございます。約二分の一の補助をいたしておるわけでありまして、一枚めぐりまして、河川統制調査費というのがございまして、これは直接に、河川統制事業につきまして国が直接に調査をいたしておる費用でございます。これが五千四百五十万円あるのであります。ちよつと失礼いたしました。実は私の方は、予算の何が……ちよつと私にはこれと対象がでなかつたものですから、河川統制調査費の内一千五百万円が河川統制の調査費でございまして、今の直轄調査したものがあります。それから河川統制調査費補助、これがこの中で、先程申し上げました三千五百万円という只見川關係を、一応こゝへ入れてありますのであります。これは実は直轄河川維持費の方へ三千五百万円廻つておりますので、その残りだけが実は河川統制調査費補助となるわけでございます。そういうように今話が進みつつあるわけでございます。これは実は府県において河川統制事業をやらされるためのいろ／＼の計画を立てられるに對しての調査費に對する補助費でございます。これは二分の一の補助でございます。

それから特定地域綜合開発調査費、これは実は河川局の予算の費目に計上されておりますが、これは管理局の方へ移管になつておりますので、管理局の方から御説明を願ふことにいたします。

それからその次の北海道河川調査費

一千万円、これは北海道の河川調査につきまして、北海道において行われる調査の費用でございます。これは全額国費でございます。その次の土木機械整備費八億円、これは河川關係の改修に必要な機械費でございます。この機械費は実は管理局の方において所管されておりますもので、管理局の方において御説明を願ふこととなると思ひます。

その次が、5が、北海道河川改修事業費、その内訳が北海道河川改修費十億円、北海道河川改修費負担金九千万円、北海道河川維持費五千万円、寄せまして十一億四千万円でありまして、北海道河川改修費十億円といふのは、北海道の河川におきまして大きな河川は大体全額国費でやりますので、それを改修するのと、それから調査費支弁河川で町村の財政状況が非常に貧弱であつたといういろ／＼の昔からの沿革がございまして、特殊河川といふことになつております。その町村費支弁の河川、そうして大きな河川は、これで改修するのであります。これが十億円計上してございまして、それから北海道河川改修費負担金九千万円、これは北海道の道費支弁の河川でございます。北海道において改修されるものに対する補助金でございます。約二分の一の補助を出しておるわけでございます。それから北海道河川維持費五千万円、これは先程申し上げました、北海道河川改修費の大きな河川の改修の済んだ部分につきまして、北

調査をする。その調査に對しまする補助

第十六部 建設委員会會議録第二号 昭和二十五年七月二十日【参議院】

海道において維持工事を施行して行く金でございます。全額国庫負担でございます。

6 河川改修補助費三十億三千一百万円。その内訳を申上げて参ります。中小河川改修負担金十九億五千万円、これは全国各府県において改修される河川に対する補助金でございます。約二分の一でございます。その次が災害防除施設補助、これは費目は確か災害防除施設費というのが昨年度までの費目でございます。今年度の費目といたしましては、河川維持費補助という名になつておると思ひます。ただ内容的に見ますれば費目の名が異なります。三億八千一百万の内維持的工事に使う部分と、それから又局所的に非常に危険な場所を若干直すという意味に使われておる金でございます。その補助率は三分の一を当てておるわけでございます。その次に災害土木事業助成負担金三億円、この名前はおちよつと変な名前でございます。前はその内容は災害復旧を、災害が起りましてその災害を査定いたしました場合に、その或る区間に亘りまして、災害額が相当の災害額に若干の金を足しますればその部分の改修ができるというふうな場合に、根本改修ができるというふうな場合におきまして、この助成金というものを災害復旧費と足しまして、これを以て悪い部分の根本的な改良をなして行くというためにこの災害復旧費にこの金を足すのでございます。これが補助金が約二分の一ということになつております。その次に附帯工事費補助四億円というのが掲げてございます。これは直轄で改修工事を

いたします場合におきまして、その改修工事に伴ひまして、或いは鉄道の橋梁を動かさなければならぬ、或いは設計を變更しなければならぬ、又は樋門を改築しなければならぬ、或いは井堰の改築が行われるというふうな場合におきまして、この金を当てて行く次第でございます。これは大体その工事費の三分の二を補助として出すというのが原則でございます。例えは道路の橋のような場合につきましては、道路法の規定が働きます。全額を出すとすることになります。その他、又財政状況によりましては、三分の一を更に上廻るといふような場合もございます。更に国鉄の鉄道の橋梁につきましては、先般閣議において方針が決定いたしました。これについては大体二分の一を持つて行くというふうな方針になつておるのであります。

○委員長(柴田政次君) 只今建設大臣がお見えになりました。皆様に御挨拶を申上げたいとございまして、

○国務大臣(増田甲子七君) 私は増田でございますが、去る五月六日建設大臣を拜命いたしました。官房長官時代は皆様から御親切なる御有益な御鞭撻、御協力を得まして、感激に堪えません。どうぞ建設大臣といたしまして、偏に建設委員会の皆様の御指導、御鞭撻、御協力を得なければ到底任務は全うし得ない次第でございます。昔は全うに倍しまして、皆様の御鞭撻、御指導をお願いいたす次第でございます。御挨拶を兼ねて皆様にくれぐれもお願をいたす次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政府委員(渡邊真夫君) 私はこの度政務次官に就任いたしました渡邊でございます。

でございます。建設行政につきましまして、誠に素人でございます。皆様方の御指導、御鞭撻に非常にお負うところが大きいと私に感じておるような次第でございます。増田大臣の下におきまして、いろいろ各局長の方々の御指導と、又皆様方の御鞭撻によりまして、大過なく過したいと思つておるような次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(柴田政次君) お諮りいたしますが、先程の説明を一時中止いたしまして、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を予備審査として上程いたします。只今から住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を伺います。

○国務大臣(増田甲子七君) 今回提案になりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その理由と法案の概要を御説明申し上げます。住宅金融公庫の役員は、公庫法第十六條の規定によりまして国家公務員になつておられます。国家公務員法の適用を受け、職務、給与その他すべて他の国家公務員と同様に取扱われておるに拘らず恩給法のみが適用されず、甚だ不均衡の感みをおぼえなかつたのであります。

而して公庫の役員の中には、現に恩給法上の公務員から転任により出向を命ぜられた者が少なくないのであります。このため、恩給法上の権利を失ふことになり、公庫の人事行政の上にも極めて困難な事態を生じているのであります。従いまして、地方自治体、日本国有鉄道、専売公社、国会職員等について認められている例に倣い

まして、住宅金融公庫成立の際において、恩給法上の公務員又は公務員とみなされて恩給法の適用を受けている者が引續いて公庫の役員に転任した場合には、これらの者に恩給法を準用して恩給を支給できるよう措置いたしました。

次に住宅金融公庫の共済組合につきましましては、公庫法第三十九條により国家公務員共済組合法が適用され、単独の共済組合を結成できる建前になつておりますが、公庫の役員は僅か百五十名の少数であり、単独の組合では組合員の掛金率を相当高率にしなければ収支が償わず、これは、共済組合本来の目的に副わぬ結果となりますので、公庫の役員を建設省共済組合に加入し得るよう措置いたしました。

以上住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に関し、その要旨を申し上げましたが、慎重に御審議の上速かに議決を下さいますようお願いいたします。次第でございます。

○赤木正雄君 ちよつとこれについて質問したいのですが、住宅金融公庫の役員は、現在何人程おられるか、そしてこの役員にどれ程の人が最初希望されたか、それから現在の役員に今まではやはり恩給関係のある人は幾らあるか、そしてこの役員になる場合、この法案を御承知ならば、恩給は関係ないという事は御承知の上で役員になられたかと思ふ。そういう関係をはつきり一つ……

○国務大臣(増田甲子七君) 今係官が少し遅れまして、いざれ参りましてから御質問にお答え申し上げます。

○赤木正雄君 別の問題ですが、大臣がいらつしやいますから希望を述べたいのですが、これは私は決して現大臣の責任とは違ひますが、ともかくこの建設委員会が余りに重んぜられなかつた。その大きな原因といたしまして、この委員会が諸願、陳情その他のこと、或いはこの委員の人が見まして、こういうところに仕事せんらん、こういう偏見を以ちましても、恐らくこの委員会の意見の採択されたことは余りありません。多くは建設省の方ですべての計画なり設計をお組みになる。実はこの公共事業費の内訳でもそうでありまして、これは前の国会中に要望したのであります。併し前の国会中にはこれをお示しにならなかつた。これは非常に遺憾に思つております。恐らくこの内容も知らず我々はこの予算を通過したということは、我々も大きな責任があります。併し国会中には間に合わぬという名目でこれをお出しにならなかつたのであります。そういうことを見ますと、この委員会の役目を見まして、これは決して行政部門にタツチするわけではありませぬ。やはり委員会としては、どこにどういふ仕事をなさるか、むしろ進んで建設省の方からこの委員会にお諮り下すつて、そうして相共に仕事をなさる方が、お国のためにならうと思つております。決して今更官僚独善を言うわけではありませぬが、余りに委員会は今まで無視されてきたという事は、我々三年間この委員会におつた者はよく承知しているところでもあります。でありますから、今までと一つ方向を變えられまして、どの仕事をどうするかということをよくこの委員会と御協議下すつて、若しもその間に国会が開かれていないと

いのですが、これは私は決して現大臣の責任とは違ひますが、ともかくこの建設委員会が余りに重んぜられなかつた。その大きな原因といたしまして、この委員会が諸願、陳情その他のこと、或いはこの委員の人が見まして、こういうところに仕事せんらん、こういう偏見を以ちましても、恐らくこの委員会の意見の採択されたことは余りありません。多くは建設省の方ですべての計画なり設計をお組みになる。実はこの公共事業費の内訳でもそうでありまして、これは前の国会中に要望したのであります。併し前の国会中にはこれをお示しにならなかつた。これは非常に遺憾に思つております。恐らくこの内容も知らず我々はこの予算を通過したということは、我々も大きな責任があります。併し国会中には間に合わぬという名目でこれをお出しにならなかつたのであります。そういうことを見ますと、この委員会の役目を見まして、これは決して行政部門にタツチするわけではありませぬ。やはり委員会としては、どこにどういふ仕事をなさるか、むしろ進んで建設省の方からこの委員会にお諮り下すつて、そうして相共に仕事をなさる方が、お国のためにならうと思つております。決して今更官僚独善を言うわけではありませぬが、余りに委員会は今まで無視されてきたという事は、我々三年間この委員会におつた者はよく承知しているところでもあります。でありますから、今までと一つ方向を變えられまして、どの仕事をどうするかということをよくこの委員会と御協議下すつて、若しもその間に国会が開かれていないと

うような特殊の場合には別であります
が、仮に予算編成期にたま／＼国会が
あるという場合には、国会とも
よくお諮り下すつて、又我々委員会の
意見も十分加味されて予算を編成され
て然るべきものと思ふのであります
併しながら私は随分この前の大任にも
請願もいたしました。或いは建設当局
に向つて話をいたしました。けれど殆
んどその大部分は無視されているよう
であります。これは非常に遺憾に思ひ
ます。でありますから今度本当にこの
国会を尊重し、国会のこの委員会の精
神をお考え下さるならば、この際に官
僚独善のあの悪弊を掃蕩されて、
これは私は特に大任に、或いは私一人
の考えかも知れません。併しこの委員
会の中に今までの情勢をお考えの人は
恐らく私の意見に同調なさると思ふ。
どうかこれをお願いするわけです。

○国務大臣(堀田甲子七君) 土木行政
の先導であり、又權威であられる赤木
先生のおつしやることは御尤でござい
まして、御趣旨にできるだけ副うて参
りたい。建設大臣としては公の御答弁
を申上げる次第でございます。

○久松定武君 この今度の住宅金融公
庫法の一部を改正する法案の中に、今
度の公庫の役員を建設省の共済組合
に加入し得るようにしたというところが
書いてあります。この金融公庫が
できますときには、大蔵省と建設省の
所管大臣の下に行われるということにな
つておつたのであります。特に
この共済組合を建設省の方へ持つて行
つたという理由はどこにあるのであり
ますか。

○説明員(伊東五郎君) 共済組合が金
庫公庫としては一本立ちできる程の人

員がおりませんので、便宜どこかの既
存の共済組合にくつ付けよう、こうい
うのがこの改正の趣旨でございます
が、それでお説のように大蔵省と建設
省が関係してありますので、どちらへ
付けてもいいわけでございますが、職
員の多数の方が建設省から出向になつ
ておるといふような関係もございま
す。まあその深い意味もございませ
んけれども、便宜建設省の共済組合に
つ付けていただくわけでございます。

それから先程土木委員からのお尋ね
の、建設省、大蔵省などから現職の者
が出向しました数についてのお尋ねが
あつたように伺いましたが、大体これ
は公庫の本部の職員が大多数でござ
います。本部の職員が約八十名程ござ
います。建設省から約四十名程、
大蔵省から約十名程、今までのところ
合計五十名程の者が出向になつてお
ります。

それからもう一つ落しましたが、こ
の転任になつて来ましたが現在の法
律では恩給が継続いたしませんから、
恩給が継続しないということを経験の
上で行つたのじやないかと、こうい
うお尋ねがございました。これは実は
最初この公庫法案の御審議を願いまし
た当時はそれ程に予想しておりませ
ん、可なり民間からも採用になる、大
部分の者が民間から採用になるとい
う見通しで法案を作つたわけござい
ました。その後いろいろと研究いたしま
した結果、成るべく現職者を役員に
充てる方がよろしい、こういふこと
になりましたために、実際問題として現
職者を登用したわけでございますが、

その際に大体将来は近い機会にこの公
庫法の改正をお願いして、恩給の継続

ができるようにする、こういふふう
に努力しよう、こういふことで、そう
いう解の下に転任して頂いた方が相当
あるわけでございます。無論これはこ
の法案が通りませんと又問題が起きる
わけでございますが、一応そういうよ
うな見通しの下にやりましたので、転
任して行きました方はこの恩給の継続
という事を期待して行つた者がござ
います。そういう事情がありますので
、御了承をお願いする次第でありま
す。

○久松定武君 この二つの改正点は、
この案文を見ますと、恩給を支給で
きるように措置いたしましたと書いて
あります。それから共済組合に加入
し得るよう措置いたしましたとい
うのは、既にこの措置を採つたとい
ふ意味ですか。改正ができてからその
措置を採る、こういうふうな意味なん
ですか。

○説明員(伊東五郎君) 法案をそう
いふふうにしましたという意味でござ
います。
○委員長(柴田政次君) お諮りいた
しますが、住宅公庫問題はまだ資料が今
日整つておりませんので、御質疑を後
にお願いたしたいということござ
います。本日はこの住宅公庫問題
はこの辺にて後日に譲りたいと思ひま
すが、如何でございますか。御異議あ
りませんか。

○委員長(柴田政次君) 御異議がない
ようですから、今日は住宅公庫問題は
これで打切りにします。

○説明員(伊東五郎君) それでは河川
局の説明を続けたいいたします。
先程附帯工事の補助まで申上げまし
たから、その次、第七番から申上げて
参ります。
その次の河川統制事業費補助、これ
は府県で施行せられております河川
の総合開発というところが、いわゆる堰
堤をやつて、それをいろいろの目的に
使う、いわゆる河川統制事業をやつて
おられる、その補助でございます。
この補助率は従来四分の一でござ
いました。併しこの問題につきま
して、来年からはできれば電気事業の部
分だけを差引きまして、残りの部分に
対して二分の一という補助に改めて行
きたい、こう存じております。そうし
て河川統制事業を現在やつておる本数
でございます。本数は今八本でござ
います。

その次の海岸堤防修築費補助、一億
五千万、これは現在府県費支弁に属
しております。海岸堤防で非常に被損
いたしました、海岸の某地或いは住宅に
非常な脅威を与えておるといふもの
につきまして、一定の計画に基いて修築
するものに対して補助を考へてお
るのであります。原則として二分の
一の補助を考へております。ただ場所
によりましてはその利害関係を勘案
いたしまして、三分の一の補助の場所
もあるでございまして。

次に砂防事業費の説明に入ります。
砂防事業費は大体十八億円でござい
まして、その内容は直轄の砂防事業とそ
れから府県の施行せられる砂防事業の
補助、砂防事業の調査、この三つにな
るのでございます。先ず10の直轄砂防

は五億五千万円掲げてございまして。こ
れは国の直轄において事業を施行いた
してあります砂防の事業費でござ
いまして、この五億五千万円が事業費で
ございましてその三分の一を府県にお
いて分担されるわけでございます。
次は、11は砂防事業費の補助、これ
は先程申上げました府県において施行
せられる砂防事業に対する補助費で
ございまして、十二億四千万円、その内
容は府県の堰堤を特に新設いたします
場合のものにつきましては府県砂防事
業費の負担、又はこの堰堤のみなら
ず、要するに新設改良の部分に属しま
するものがこの府県砂防事業負担金で
ございまして、これは三分の二の補助
を出しておるのであります。
その次に府県砂防事業防除事業負担
金を四千万円、これは戦時中の資材不
足の場合におきまして施工いたしました
大工事やセメントなどの不足のために
最近非常に危険な状態になつてお
りますので、この補強を目的いたしま
して施行する事業でございまして、こ
れは大体二分の一の補助といたして
おるのであります。

その次は砂防事業の調査費でござ
いまして一億円、その内容は直轄砂防
調査費五千万円、府県砂防調査費補助
五千万円、直轄砂防調査費というものは直
轄で工事を施行するがために必要な
いろいろの調査をいたす費用でござ
います。それから府県砂防調査費補助と
いふのは府県において工事を施行せら
れる砂防事業に関する基礎調査の費用
でございまして、これは二分の一の補
助をいたしておるわけでございます。
次に河川の災害の復旧費の説明に入
ります。河川災害復旧費は總額にお

りまして、

りまして、

りまして、

まして二百六十四億円の膨大なる金額になつております。その内容は以下に掲げております。項目によりまして御説明申し上げます。直轄河川災害復旧費、これは国において施工いたしましたところの河川改修に關連するような部分に起りました災害並びにすでに施行済み箇所について府県に引渡しておられない場所が壊れたというようなところの災害復旧費でございます。これは本年度に限りまして全額国において施工することになつております。

その次は北海道河川災害復旧費でございます。これは北海道におきまして、国費支弁の河川、並びに道路の災害復旧費でございます。これは先程も申し上げましたように北海道におきましては大きな川、並びに町村費支弁の特殊のものにつきましては全額国費で施工しておりますので、その部分に起りましたところの災害の復旧費でございます。これは全額国費でございます。

15の道府県災害土木費補助、これは都道府県におかれて災害復旧をせられるものに対しまして国費の補助でございます。いましてこの補助率につきましても、本年に限りまして全額国費を以て支弁する、但し万止むを得ない事情とか或いは原状復旧のみでは達しないというような理由のある場合におきまして、若干改良になる部分につきましては、三分の二を補助とすることになつておるのでございます。

次は地盤変動対策事業費の補助でございます。これは四国地方を中心としていたしまして、南海震災以後海岸線に非常なる地盤の変動がございまして、

海水の浸入が相当にありまして、いろいろな作物並びに住宅その他に影響がございまして、この關係の施設の復旧並びにこれらの塩水の入るのを防ぐという工事をいたしますのに対しての補助費でございます。これも全額国の補助とすることになつております。

その次は飯養復旧費補助でございます。これは大体が福岡県を中心としておりましたが、若干長崎、佐賀、山口という県にもございまして、戦時中におきまして炭鉱の濫掘によりまして、公共施設にいろいろの被害を及ぼしました。そのためにこれを復旧するために必要な経費の補助でございます。これは府県において施工せられるのに対して三分の二の補助を出しているのでございます。

以上で大体系算費目に対しまして河川局關係の説明を終ります。
○江田三郎君 地盤変動対策事業費ですね。これは具体的に堤防を直す程度のことですか。どんなことですか。
○説明員(伊藤大三君) 河川につきましては、地盤沈下のために堤防が非常に低くなりまして部分の高上げというわけでございます。それから海岸の堤防もやはり非常に低くなつたり壊れたりいたしました部分直すための高上げとか改良とかいう、改良というはおかしいのですが、復旧というわけでございます。大体これは私の方でやつておりますのは道路、河川關係でございます。

○江田三郎君 当然地盤沈下によつて耕地の排水が悪くなつたという問題が出て来ますね。そういうものは農林省でやるのですか。

○説明員(伊藤大三君) 排水關係も突別でございますが、大体悪水關係のものは私の方で採り上げて存じております。併しその具体的なものにつきましては調べないつもりです。
○江田三郎君 もう一つ質問したいのですが、河川局の方で治山治水と利水の総合計画というようなことを何かお作りになつておられるというように聞かされたのですが、そういう計画、調査か何かあるのですか。

○説明員(伊藤大三君) 私の方におきましては砂防、それから河川關係の調査をやつておつたのでありますが、最近この山との關係、溪流砂防と川との關係、そういうものは密接不離の關係にあるというので、それに対する根本的な調査を着々進めておるのでございます。現にはつきり計画として私の方で発表いたしておりますのは、この前十大河川改修計画をいたしました場合において、河川と砂防の問題については調査をいたしておるのでございます。総合的に一貫した計画を今具体的に立てておるかという、まだそこまで行つておらないのでございます。

○江田三郎君 何か八つ程の川を選んで、それについて総合計画のモデル・プランのようなものをお作りになつたんじゃないのですか。
○説明員(伊藤大三君) それが先程申し上げました十大河川と言つておるものでございます。それにつきましては、先程申しましたように、ただ河川局に關係いたしております溪流砂防と、それから河川改修との關係点を検討い

たしましたのをこの前発表いたしておるようなわけでありまして、
○江田三郎君 そうすると、その問題を治山關係あたりと総合的にやるというのでなしに、ただ河川局關係のものだけで、総合計画というわけじゃないのですか。
○説明員(伊藤大三君) この前の八川とかおつしやいましたものにつきましては、治水關係は入つておられません。

○江田三郎君 まだ何もはつきりしたものでないのですか、要するに……。
○説明員(伊藤大三君) 山の關係までは入つておられません。
○赤木正雄君 只見川の測量云々とおつしやいましたが、私の聴き損ないかも知れませんが、只見川の測量はどの費目から出ていますか。
○説明員(伊藤大三君) これは只見川を若しやるとなればというふうなお話を若しやるにございまして、実は河川維持費という項目がございまして、直轄河川維持費、前に申し上げましたあれから、若しやるならば一応それから取りまして、河川調査費補助、次の頁になつております。三千九百五十万円、これにございまして、これを一応いたしておりましたのであります。この問題が余り進捗いたしませんので、一応元の線に戻すように折角交渉が進められて来ておるようなわけでありまして、

○赤木正雄君 最初は直轄河川維持費からそれを出すように計上しておられたのですか。
○説明員(伊藤大三君) はあ。
○赤木正雄君 あれば下流は阿賀野川ですから、直轄河川には相違ありません。

んが、あの分まで直轄河川の施工区域に入つておる意味で、或いはそれへ入れようという意味で、直轄河川の維持で計上されたのでしょうか。その点分らないのですか。
○説明員(伊藤大三君) これは当時予算の經理上、そういう金のはじき出し場所もございませぬしたので、それで直轄河川の維持費という金の中からこれを節約して、そして只見川の改修をする場合には、この河水統制調査費の三千九百五十万円、この中の三千五百万円をこちらへ廻すというふうな計画になつておつたわけです。ただ、只見川がいけない場合において、元の維持費に戻すというふうな了解の下に、一応そういうふうな計画が進められておつたわけでありまして、

○赤木正雄君 河川の維持は、場合にによりましては、河川の改修以上に必要なものと考えますが、場合によつては節約しても、それを一方測量の方に出す考えであつた、こういうふうな御説明であります。それは非常に了解に苦しむのです。それ程維持費を簡単に考えになるものならば、何も維持費を計上する必要はない。又それ程維持費を簡単に河川局としてお考えになつておるのか。又必要のない維持費であるならば、初めから維持費に計上される必要は全然ない。場合によつては維持費を節約して、それを以て測量に当てると言ふが、ごまかしと言いますか、まあ合理的でない。そこにやはり河川の災害の起りつつある原因がありはせんかと思う。やはり維持費として当然必要なものならば、どこまでも維持費としてお取りになるのが当然であるし、維持費が不足ならば、十分な維

持費を初めから計上なさるゝのが当然で
す。今おつしやる通り、維持費を以て
測量當に於てというふうには、維持費を
節約する考である、そういうふうな考
では、どの河川でも今後維持ができて
得る筈がないと思ふ。これに対するお
考は如何ですか。

○説明員(伊藤大三君) ちよつと私の
申しようが懸かつたのかも知れませんが
ですが、実は維持費の足りないことに
ついて、いろいろと折衝いたしておつ
た場合におきまして、この調査費の只
見川の三千五百万円というものを頂け
るならば、これを維持費に廻すという
ことの或る程度の下に我々が進
んでおつた。こういうことを申上げた
わけでございます。只見川がこの度進
まないというわけで、維持費の方へ頂
く、こういうことでございます。

○岩崎正三郎君 河川統制の調査費が
大分出ておりますが、今どういふ河川
を調査しておりますか。

○説明員(伊藤大三君) 具体的には後
の方に出ておりますので、十七頁を御
覧願ひたいと思ひます。

○岩崎正三郎君 十大河川の中でこ
をやるといふことは分らないのです
か。これは原則にしたわけですね。

○説明員(伊藤大三君) そうです。直
轄の方は府県別にやつております。

○岩崎正三郎君 河川の名前は分りま
せんか。

○説明員(伊藤大三君) 今名前をちよ
つと記憶いたしておりませんから、必
要に於ては後刻御報告申し上げます。

○委員(柴田政次君) お諮りいたし
ますが、どういふ河川関係はこ
の程度にいたしまして、次の道路関係
の方に移りたいと思ひますが、御異議

ございませぬか。

○委員(柴田政次君) 道路局長の菊
池君にお願いしたいと思ひます。

○説明員(菊池明君) 昭和二十五年
の予算要求に当りましては、道路関係
につきましてマツカーサ司令部の覚
書がございまして、その覚書に基
いて計画立案いたしました。これは日本
の道路の維持補修五ヶ年計画に關する
覚書というものが二十三年の末に出まし
た。五ヶ年の間はその線に副つて日本
の道路はやつて行くということになつ
ておりますので、その覚書の線に副つ
て編成いたしました。その計画にあり
ました道路事業を推進いたしますに
は、総額約二百二十二億四千万を必要と
いたしましたのであります。結局全体
の公共事業費の關係で道路予算とい
はしましては、二十四年度と殆んど同額
の五十億程度になりまして、やはり本
年度におきましても著しくその計画か
ら見ますと下廻ることに相成ります。

事業費別につきましては、この表によ
つて申上げますが、概括を申上げます
ならば、直轄の、国が自分でやります
る国道の改良事業、これは殆んど継続
的にやつておりまする事業を進めて行
くといふことを主眼といたしまして、
新しい工事を積極的に採り上げる程の
余裕はございませぬで、これに十二億
三千八百七十四万円といふものを直
轄の道路改良事業費に流用いたしまし
た。

次に地方事業補助費、これは各都道
府県におきまして、知事が事業主体と
なりまして、施行いたしまする道路事
業、その補助であります。これは
各県現地の要望が非常に熾烈でありま

して、国会に對しまする請願陳情等が
非常に多くありまして、その実現に努
めるように極力増額に努力いたしまし
たが、総予算の約半分、二十四億一千
四百二十六万円といふものをこの關係
に充當いたしました。そのうち府県道
の改良費、巾の狭いものを拡げたり、
勾配を緩和したりしますと、その方に
十一億一千六百万円、それから路面を
維持修繕いたします方に十二億九千五
百万円程充てました。この改良費或
は補修費の各府県の割當配分の問題で
あります。この適正を期しますこと
は、非常に困難な問題なので、我々が
最も慎重に考へまして、毎年やつてお
ります。先ずその府県の人口、或
は財政力、経済力それから道路のまだ
改良されておられません延長、それか
ら、もう占めて腐りました木の橋が沢
山ありますので、そういう橋の數、そ
れから道路の未開発の程度、それから
各府県が道路費として県費に計上いた
してありまする額、道路に對する予算
額等を基礎にいたしまして、総額の大
部分を配分いたしました。尚一部には
継続的に、特に大きな工事、高額を用
する工事を各府県あちらこちらでやつ
ておりまする關係上、そういうものに
は特に少し余計つけませんと間に合
いませんので、特殊の事情を酌んでそ
ういふものに割當てる、こういうよう
な方針で改良の方は金額を決めまし
ました。それから補修、維持修繕の方につ
きましては、これは御承知のように砂
利とか土とか、或いはアスファルトと
か、それから氣象の條件、天気、雨、
雪等の關係、それから非常に山の高い
所、濕地とか、そういういろいろ特殊
の條件、氣候の状況等もありますの

で、そういう点を考へまして、全国的
に見まして交通量の割合に多い実情か
ら、最もその道路に對して交通が過重
であるといふものを採り上げまして、
補修費の割當を按配いたしました。そ
れから北海道の道路費は、これは特に
前々から特別に採り上げてやることに
なつておりますが、これは殆んど全部
が全額国費でありまして、補助ではあ
りませんが、全額国費であるのであり
ますが、これに十二億九千四百万円、
内地に比へまして若干開発的な意義を
強く織り込みまして、改良費の方に六
億六千にながし、補修費の方に四億
といふものを割當てる。その外直轄工
事の災害、先程河川局の説明にありま
した災害水害の關係ですが、道路の關
係の直轄工事で、国が直轄でやつてお
りまする道路の災害復旧費は、道路局
の予算の中に見てありまする關係上、
そこに一億四千三百万円を見ておりま
す。一般の道路災害は先程の河川局の
説明の中にもありまする災害復旧費の方
に、府県道、或いは町村道の方の復旧
費に入つております。概略はそういう
次第でありまして、この印刷の三枚目
の表を御覧願ひますと、番号十九の
所、直轄国道改良費十二億三千万円、
これは先程もちよつと触れましたが、
改良工事を国が自分でやりますが、こ
れは国庫でその三分の二を負担いたし
ました。都道府県、地方で三分の一を
持ちます。それからこの中に別に直轄
いたします補修費が含まれております
が、維持修繕の方であります。これは
二分の一づつ国と地方で負担いたしま

す。

府県道の方の補助が三百七十万円、こ
れは、次の年度に工事を起しますよ
うな部分の測量等をやります。これも
府県道の方は二分の一の補助をやります。

それから土木機械整備費、これは道
路に主として使います機械、三億であり
ますが、これは管理局の方で所管いた
しますが、その方から説明あると
思ひますが、道路は特に戦後機械化施
工をいたします必要がありまして、
在来日本に十分なかつた土工機械
を拡充整備いたす方針で、それを半ば
助成的に育成いたしておる次第でござ
います。それを大いに使つて今後の道
路工事の機械化、迅速化、能率化を期
したいと考へております。北海道の道
路、これは全額国費でございます。
で、先程申しました通りであります。

それから道路改修補助費、これは先
程の府県道に對しまする補助費でござ
いまして、これが改修費の補助の方
二分の一でございます。それから維持
修繕の方は三分の一、それから災害防
除施設費これは災害の起りそうなく
ろに特に採り上げて、予め極く小規模
な改良工事をやろうといふのでありま
す。これは三分の一でございます。

それから産業施設これは今年度はせ
口であります。

それから直轄国道災害復旧費これは
五千万円、先程申しました国が直轄で
やつております部分に起りました災害
に對しまする費用でございます。全額
でございます。合計いたしまして五十
二億といふことになりました。

○赤木正雄君 これは局長にお尋ねす
るのもちよつと的外れかも知れませ
んが、機械を使つて能率を上げる、これ

は非常に結構であります。この機械のことに、誰が責任を負う。何と申しますか、現場々々には責任がございまして、道路の機械は道路全体、或いは河川の機械は河川全体として、設備に責任を持つてこれに当つておられる人があつてよろしいかと。申しますのは、こうなんです。私最近ちよつと方々を見ますと、殊に道路機械の如きは少しも整備もしてないし、その業が終るときにその機械の手入れをしておけばあれほど破損もしないであらうと思ふのに、土がついたままにうつつちやつてある。こういうのが方々にあります。又多額の機械費を投じてその機械の生命は誠に短いことは明らかであります。御承知のように進駐軍の自動車を見まして、時間が済むとその自動車は綺麗にする。あれあつてはじめて機械の性能の効果を發揮する。これは道路に限りませんが、やはり河川でもそうです。誠に手入れと言いますか、時間が来たら土の付いたまま、雨が降つてもカバもしないでうつつちやつておくのを往々現場で見受けられます。これについて誰か責任を持つておられる方があつてよろしいかと。

やや幻惑されておる形でありまして、これを如何に使用しなすかということにつきましてもまだ研究は足りないと思つております。それで普通考えております程度は、一年や二年では到底これはできないものではないと思つております。私の聞いたところでは、少くもブルトーザーやグレエン一台につきまして五年ぐらゐやらなければ一人前にはなれない。こういうことから三ヶ月や六ヶ月の講習会みたいなことをやりまして十分ではないけれども、そう申しておつてはいつまで経つてもよくなると思つております。三ヶ月でも六ヶ月の講習でもだんだんやつて行くより外に方法は無いと思つておりますので、暫くの間お待ち願ひたいと思つております。

それから機械の整備状況が悪い、これは要するにやはり要員の教育の仕方の問題、それから御承知のように日本人の国民性として科学的、理論的ではないと思つております。どちらかと申しますと低いと申すべきだと思つております。これは御指摘の通りであります。本省にそういう監督機関というお話ですが、これは只今のところは主として府県を中心に行つておるので、府県において、特に新しい機械を使うチャンスが多いので、特にそういう方に、そういう人間、を指名するというわけではございませんが、そういう人を決めておつてよく注意するようにしていただいておりますが、まだ完全なところまで参りませんが、誠に申訳ないのですが、今後その線に沿ひましてやはり整備拡充して参りたいと思つております。

小林亦治君 今年度の公共事業費ですが、全体といたしましては、前年度よりも二十億減つてゐる。然るに今局長の御説明によりまして、道路局関係は殆んどとんとん、減つても一億前後、かように非常に御苦心なすつた跡が分るのであります。局長にお尋ねしたいことは、このとんとんの予算額の間でも府県道路の調査費が昨年度よりもずつと下廻つておる。にも拘わらず機械の整備についても只今御説明があらつたのですが、あべこべに、それなら予算をば殖やして整備の完全を期さなければならぬ等なものであります。これも減つておる。その点どういふ状況でかような数字になつたか、御説明願ひたいと思つております。今申上げましたのは、この道路局関係の二十と二十一の関係でございます。申上げ方が足らなかつたかも知れませんが、どうも府県の場合に例を取りまして、道路の調査費が足らない、さういふ口実でいつでも逃げられるのであります。昨年度におきまして、地方問題といたしまして、私共が地方官庁にこれらの事項を求めますと、やはり何かという予算というのでございまして、来年度は高額の予算を獲得して云々といつたような、型通りの申訳をされて参つたのであります。これを拜見いたしますと、あべこべにその額が減つておる。それからこの補助費の割合も、どういふふうなパーセンテージでこの補助をするのか、参考のためにこの点を御説明願ひたいと思つております。

直轄道路の調査の方を増額したたので、道に府県道の補助の方が減つたというふうな恰好になつておるが、府県道の方を何故少くしたかという、この御質問のうちに承りましたが、これは、やはり増額したのであります。この比の増額が非常に都合がよかつたのであります。国道の調査、これは直轄であります関係上、もう外に出道は全然ないのでございませう。府県の方でやつて行きますのは、これに府県費を加えるようになるし、やや国が自分でやるよりは実情は余裕があるわけなんであります。その方にならざるに少く荷を重く掛けたような恰好になります。それから機械の方は、これも実は昭和二十四年度の四億四千は、当初こういう予算でありました。が、実行はちよつとこれは下廻つておるのであります。だから、現実にはそれ程は減つておらないのであります。

江田三郎君 これは道路局だけではなしに、河川局も関係があるので、大體労働者の問題の中で、失業者の雇用された割合というものはどのくらいなのか、ちよつと見当がつきませぬか。

説明員(菊池明君) 登録されておりますものの約四割という見当でやつておるわけでありませぬ。

江田三郎君 それは実行できておるわけですか。

説明員(菊池明君) はい。

江田三郎君 それから、将来どうしても、特に道路工事なんというものは、機械化される部分が多いと思つて、恐らく政府の御方針も、そういうことで効率を上げて行くこととしておられるのであります。そういう

ことと、この失業対策と言いますか、そういうものとの関係はどういうふうにお考えになつておられますか。

説明員(菊池明君) この前昭和六年にやはり失業救済がございまして、道路はやはり機械はもうできるだけ使つたけれども、これは余り成功ではなかつた。私は思つて、非常に重労働で、失業者として参られる方は、土工等には未熟練の方が多いのであります。それは能率ばかりではなしに、働かれる方も非常にこれに御苦労で、土工などは、家の中で仕事をしておられた方には、すぐには到底できないわけでありませぬ。能率も勿論下つたり、病人等もできたりしまして、余りうまく行かなかつたと思つて、もう一つは、機械を使うと失業者を使う数が減りやしないかということが、いつも非常に問題になるのであります。我々は実はさうは思わぬのであります。機械はさういふ重労働の方の場面に使ひまして、効率を上げて行けば、それに附随する軽い仕事が相当多くできるわけでありまして、その量も殖えるのであります。例えば、昔は土を持つて行きますのに、新トロッコを持つて行つたわけでありませぬ、それをやりますと同時に、軽い仕事で、芝を刈つたり、押したり、突いたり、溝を作るとか、さういふような仕事が出来るわけでありませぬが、機械で早くやりますと、手でやるよりは、その量が非常に進みますので、従つてそれに附随するさういふ軽い仕事も非常に量が殖えるわけでありませぬ。ですから、全体として考えれば、さういふ土工の量と同時に附帯する仕事も殖えますので、機械によ

つて失業者を救済する数が減るといふ心配は私はないと思います。それから又、そういう軽い仕事を対象としてやはり考えるのではないかと思ふのであります。

○江田三郎君 私はやはり機械が使われると、今の御説明のようなことにはなかく行かんと思ふので、やはり総予算というものがあつたわけですから、機械の方に使ひ、機械が動くというこゝとになれば、その他のものが動いて行くので、それだけどうしたつて労賃というものは総額で減らなければ仕方がないので、併しそれがいかんといふのは、例へば昭和六年頃のような、ああいう行き方をもう一遍繰り返さなければならぬのでありまして、ただ今後機械化といふことに連れて雇用量といふものがどういふ割合に変わるだらうかといふことだけ、大雑把な見通しを聞かせて貰いたいと思ふのであります。

それから登録の失業者の四割といふ問題ですが、これは農村でいろ／＼仕事をやつておられると思ふのですが、そういうところで實際そういう割合に行くものであつたらうか。

○説明員(菊池明君) 初めのお話の分は、まだ数字的に申上げる資料はありませんが、少くともこういうことは言えると思ふのは、土工が単価が下るのでございます。単価は下りましても、量は殖えますから、従つて附帯する工事は大きくなるのであります。だから、土工に使つたと同じ人間が附帯工事で殖えるとは申上げかねますけれども、相当に量は殖えると思ふのであります。

○江田三郎君 アメリカあたりの数字を見ると、やはり労賃が日本より基準

が下つてやしませんか。

○説明員(菊池明君) アメリカの工事は、広い所ではつとやる工事でありまして、附帯工事もたいなものはないので、殆んど野つ原みたいな所で、家なんか大してない所で行つて行くので、やはり機械でできるような工事なすから、日本でもやりますと、そういうわけに行かんと思ふので、やはり小さい所を造るとかいうような、どうしても人間でなければならぬ仕事がある。だから違つたわけですね。全然人間であるのと、労賃は幾らか減るのはあれでありますが……

○江田三郎君 失業者の雇用の割合です、農村で……。実際には農村では少い仕事で四割といふのはむずかしいのじゃないかと思ふ。

○説明員(菊池明君) 説明に誤りがありました。農村では二十％です。

○小林亦治君 局長にもつと伺いたいのですが、直轄道路の場合とは別として、府県道路の場合に、例へば国の方に請求して参つた場合にその請求額の割合に補助額が幾らといつたものがあるのか、それとも或いは見積りによつてどのくらいやるかというふうなことになるのか、それを伺いたい。

五割、四割なら四割、それは府県の推定額によつて決めるものかどうか、それを伺いたい。例へば調査補助費といつたような場合に、府県調査補助費であつた場合に、府県が請求して参るのをごさいます。その場合にこの材料によつてその補助額を決めるのか、或いは請求して来たものに対して査定を加えてそれに対する割合といふ

のなるのか、その点……。

○説明員(菊池明君) これは査定をいたしまして、その今の二分の三なり二分の一といふこの率は変りありません。

○小林亦治君 規則なんかで決まつておるのですか……。

○赤木正雄君 見返資金整備事業の道路の方の表を貰ひましたが、これを後程局長さんから御説明下さるのでしようか、どうでしょうか。

○説明員(菊池明君) それでは今年度の見返資金整備事業の中の道路の關係のものをもつと申上げます。道路關係につきましては当初閣議におきまして四十三億にがしといふものを、本年度三月までの事業予定案といふものを、御決定願つて折衝を重ねて来たわけでございますが、現在のところお手許に差上げましたこの表の三十五億五千二百九十四万四千四百圓といふ合計になつておりますが、これだけのものがほぼ内定いたしました。これに対する解除申請を出せといふことになつております。それが行きまして初めて確定するわけでありまして、只今のところこの内容を検討して或いは少々変わるのがあるかとも思ふのですが、内定いたして、今向うへ解除申請を出したところでありまして、内訳を簡単に御説明いたします。東海道整備、これは東京から大阪までの間の未改良の部分で改良しようといふことでありまして、合計が十八億、その内訳は建設省の地方建設局の局別に三つに分けてあります。神奈川県、静岡県が三億六千といふふうに表示してあります。それから次の二は大きな橋梁でありまして、これはもう何十年來問題になつておりましたものを、この際架け換え或いは新設しようといふのであります。六橋、その大部分を三月までにやつてしまふ。工期の關係上少し残るものもござります。橋を架けて塗つて上を仕上げる工事が少し残るものがこの中にはあります。が、半分ばかりは今年度内にやり上げようといふ計画であります。それから三の道路改修、これは北海道、北海道は誤りです。地名の北海道は消して頂きます。それは主として未開発地方の鉄道のないところをこれに補おうといふようなものがこの北海道、それから木本、尾鷲といふ三重県があります。それから愛媛、高知の間の……。

それから大隅半島の鹿兒島、それから石川県の七尾、飯田、能登半島、これだけはこれから開発しようといふのです。それから伊豆の、これは小田原、熱海間の伊豆の方に参ります幹線、それから富士箱根地方の国立公園地帯、それから京都、奈良、大阪、これも京都から奈良に参りますただ一本の幹線でありまして、こういうものを合計いたしますと、七億五千二百九十四万四千四百圓で、これで三十五億五千二百九十四万四千四百圓が、当初我々が考えましたものはこの外に毎年々々問題になりました門前トンネルの問題とか、その他橋梁関係の道路等相当あつたのであります。いろいろの事情でそういうものは公共事業の方で賄うといふことになりまして、遺憾ながら尙六、七億最初の計画より下廻つておるのであります。もう少しやつて貰いたいといふことで今折衝を重ねておる次第であります。

○赤木正雄君 今の説明では大体この金を使うとおつしやいましたが、これは本年度限りの仕事でありますか、或いは二十六年の継続事業になりますか、この点と、事業の主体はこれは直轄工事でありますか、或いは府県工事でありますか、この二点。

○説明員(菊池明君) これは見返資金特別会計の關係で継続というわけでありまして、やはり三月までという建前で行つておりますが、只今のところ三月までに仕上げようといふことで、この計画ができております。それから先程申し遅れましたが、大休見返資金でやりますこの事業はすべて国直轄でなければならぬといふ線があつたのであります。この中で御指摘の問題と思ふのであります。府県道の中から採つたものが相当ござります。橋梁の中に伊ノ浦橋といふのがござります。それからこの三の道路の中に伊豆の富士・箱根、それから徳島の中野島・木頭、宇和島・窪川、大隅半島、七尾・飯田、これだけは府県であります。これも国直轄という線ではないばならぬといふので、やや困難はあつたのであります。国直轄に採り上げて県の方と了解をつけまして、国直轄工事で行うといふわけでありまして、

○赤木正雄君 この事業は大休国の直轄とおつしやいますが、国の直轄で仕事しないもの以外は採り上げない、これはG・H・Qの考ですか、或いは建設省の考ですか、或いは安本の考なんですか、どこからその線は出てゐるんですか。

○説明員(菊池明君) それは私は答弁いたし兼ねるのであります……。

七

○森本正雄君 我々審議する上に、それ程これが重大な秘密だとは思いませんが。

○説明員(菊池明君) 秘密というよりも存じ上げませんが……

○森本正雄君 若しも御存じないとするならば、今のような府県でやるべきものを、特に国の直轄に採り上げられたい。こういうふうな線もあるようですが、何だかその間に了解に苦しむ点があるのです。どうしてもこれは直轄でなければいかん、そういうふうな点が建設省の方から何かの理由で出ているかというのを聴きたい、或いは安本の方からですと、安本の方を私は呼んで聴きます。場合によつてはG・H・Qの方も聴きます。全部国に直轄しなかつたかというその訳……

○説明員(菊池明君) 少くとも建設省ではありません、想像したことを申し上げるのは悪いと思ひますので、申上げない方がいいと思ひます。

○委員長(藤田政次君) 速記を止めて。(速記中止)

○委員長(藤田政次君) 速記を始め

○説明員(伊藤大三君) それでは河川関係の見返資金の今まで大体了解を得ておきます部分につきまして御説明申上げます。

見返資金の今まで了解を得ておきますのは、堰堤関係で四本、河川関係で八本、それから砂防関係で四本、こういうことになつておるのであります。堰堤は猿ヶ石、鷹沢、五十里、物部、こういうわけでございます。堰堤関係におきましては相当これは工費が高みまますので、三ヶ年継続ということを予定いたしておるわけでありま

二十五年度におきましては、決まりましたのは猿ヶ石において四億円、鷹沢において二億円、五十里において三億円、物部において二億円、それから河川関係におきましては江戸川が本年におきましては五億円、荒川が一億五千万円、それから木曾川が一億五千万円、最上川が二億円、石狩川が一億円、信濃川が一億円、吉井川が一億円、筑後川が一億円、それから砂防関係におきましては利根川本川に關係する川に良瀬川関係におきまして二億五千万円、六甲山系におきまして二億円、鬼怒川関係におきまして一億円、これだけが大体決定したわけでございます。それでこの先程も問題になりました直轄でなければどうかと、こういうお話がございましたが、実は私の方におきましてはこの問題につきまして補助関係のものも当初においては一応要求を出して見たのでありますが、大体直轄の仕事に限定された、こういうことが安本の方からのお話ございましたので、それで直轄関係のものだけを出したわけです、その内これだけのものが大体内定……了解を得ておる次第でございます。

しては極力その態勢に持つて行きたい、こう思つておるわけでありま

○説明員(伊藤大三君) 大体この見返金は二十五年度の事業費です。

○森本正雄君 これは来年の言ひまで年度内にはやつて貰ひたい、こういう見込みです。

○説明員(伊藤大三君) 大体この見返金は二十五年度の事業費です。

○森本正雄君 場合によつては一部の仕事を請負に付しても見返資金の金を年度内にこなす、これは御無理のないことと思ひます。併し直轄工事という

名目があるものを請負でなし得るならば、場合によつては何もこの仕事の一部を府県工事でもやらして、そういう無理なことをなさらないでよかつたのではないか。これは安本が決めたのであるならば安本の人にここに来て貰つて意見を聴きたい。そこに非常に矛盾がある直轄でし、一部は請負に付すという関係で定員はお増しになるのではないのです。

○説明員(伊藤大三君) 定員の問題につきましてはいろいろと折衝を続けたのでありますが、今年度においては定員の増加は大體見込ないと、こういうことになつております。

○森本正雄君 これは私の少し考え過ぎかも知れませんが、余り人がないという場合に、併しこの仕事を一部直轄で完成してしまふ、而もその定員は増さない、という場合に、ややもするとその役人を人夫名義に切換えて使用する、これは非常に違法と思ひます。そういうことも無論ないことと思ひますが、如何でしょうか。

○説明員(伊藤大三君) それらのいろいろの工事の施行の態勢につきまして、目下いろいろと考え中でありまして、今はつきりどうしようかを申上げることができないかと存じます。

○森本正雄君 見返資金のお使いになる場所、例へて申しますと、この五十里堰堤も、冬は直ぐ来ます。これは仕事のできるのは八、九、十、十一、せいぜい四ヶ月の間に三億円の金をしこなす、その他の堰堤でも相当北の方にあります。猿ヶ石、鷹沢も相当冬の早い所です。それから今からそれだけの準備はお考え置きになつておるのが当然

○江田三郎君 この表の説明をお願いしたいのですが、総事業費というのは何ですか。

○説明員(伊藤大三君) これは例へば猿ヶ石につきましては猿ヶ石の予定の計画につきましては二十四億かかるところでございまして、

○江田三郎君 括弧して見返資金と書いてありますね。これはどういふことですか。

○説明員(伊藤大三君) 見返資金として二十四億要求したわけでありまして、これは二十四億、これだけ事業に要する。その中の四億を二十五年度に認められたわけでありま

○森本正雄君 場合によつては一部の仕事を請負に付しても見返資金の金を年度内にこなす、これは御無理のないことと思ひます。併し直轄工事という名目があるものを請負でなし得るならば、場合によつては何もこの仕事の一部を府県工事でもやらして、そういう無理なことをなさらないでよかつたのではないか。これは安本が決めたのであるならば安本の人にここに来て貰つて意見を聴きたい。そこに非常に矛盾がある直轄でし、一部は請負に付すという関係で定員はお増しになるのではないのです。

○森本正雄君 場合によつては一部の仕事を請負に付しても見返資金の金を年度内にこなす、これは御無理のないことと思ひます。併し直轄工事という名目があるものを請負でなし得るならば、場合によつては何もこの仕事の一部を府県工事でもやらして、そういう無理なことをなさらないでよかつたのではないか。これは安本が決めたのであるならば安本の人にここに来て貰つて意見を聴きたい。そこに非常に矛盾がある直轄でし、一部は請負に付すという関係で定員はお増しになるのではないのです。

○森本正雄君 場合によつては一部の仕事を請負に付しても見返資金の金を年度内にこなす、これは御無理のないことと思ひます。併し直轄工事という名目があるものを請負でなし得るならば、場合によつては何もこの仕事の一部を府県工事でもやらして、そういう無理なことをなさらないでよかつたのではないか。これは安本が決めたのであるならば安本の人にここに来て貰つて意見を聴きたい。そこに非常に矛盾がある直轄でし、一部は請負に付すという関係で定員はお増しになるのではないのです。

下に進めております。今後の情勢がどう変化するかによりましては、これはちよつと今私ここで明言はいたしかねるといふわけでございます。

○委員(柴田政次君) それでは河川の見返資金につきましてはこの程度でよろしゅうございませうか。御異議ありませんければ、次に残つておりますのは都市計画事業であります。これに對してこの図表で御説明願います。

○説明員(八嶋三郎君) 都市局長の矢嶋でございます。都市局関係の本年度の予算につきましては大綱を御説明申し上げたいと存じます。都市局関係の事業はお手許に配付いたしました書類によりまして、都市局全体で二十二億二千万円という数字に相成つておるのであります。それを大別いたしますと、都市計画事業費といたしまして二十一億と、それからちよつとの印刷が非常に段が切れておりますが、あとこの一番最後の都市災害復旧事業費というので一億二千万円。この二つを大別いたしましたして、これの合計が二十二億二千万円、こゝういふ数字に相成つておるのであります。

そこで都市計画事業費の内容をお話申し上げますと、これもまあ大きく分けますと、都市復興事業費の補助ということと、それから街路事業費の補助ということとの二つに大分分れるのであります。そこでこの都市復興事業費というものの内容を申し上げますと、復旧土地区画整理、街路事業費補助、河川水路事業費補助、瓦斯、電線整備、鉄道軌道、水道、下水道、それから公共空地補助整備事業費というところまでの欄であります。

が、それを一括いたしましたして、これを戦災復興の区画整理に對する補助と申上げられた方が分りがいいと思うのであります。復興都市区画整理から、公共空地補助整備事業費というところまでは一応戦災復興の区画整理に對する事業費ということでございませう。これは昨年戦災復興の区画整理を再検討いたしました。従来一億坪を区画整理施行するということにいたしておつたのであります。昨年の再検討によりまして、八千五百坪に再行つたことになりましたのでございませう。その中で本年度は特に重点施行地区といふものを指定をいたしました。その地域内に対して区画整理を実施して参り、これに對します。それでその補助の事業費でございます。それでその補助の実際の内容がいろいろ分れておるのでございまして、土地区画整理事業費と申しますのはいわゆる区画整理を行います。つきまして、家屋の移転を主としてこれに入つておるのでございませう。その外まあ換地事務に對しては補助をいたしたようなものも等も入つておるのでございませう。それから区画整理によりまして生み出した街路を整地いたしました。これに對してはいわゆる街路の整備をして参る。或いは側溝をつけるといったような方面の仕事がこの街路事業費補助というところに相成るのであります。又区画整理の区域内において河川水路の附換等を行うて行かなければならぬといふようなものが河川水路事業費補助といふことに相成つておるのであります。それからガス、電線鉄道軌道、上下

水道といつたようなものは、区画整理を施行したすつきましていろいろと地下の埋設物、地上のいわゆる物件といつたようなものを移転して参らなければならぬという關係上、その移転をいたします。つきまして、これを利用施行者に対して補助をして参るといふような費用がこの下水道事業費補助の費用でございます。その次にこの公共空地整備事業費補助と申しますのは、区画整理によつて生み出した所で、或いは公園を作るとか、或いは児童運動場を作るとかいつたような、いわゆる公園、運動場の整備をして参る。区画整理区域内においてやるという費用がいわゆる公共空地整備事業費といふような費用でございます。以上は戦災復興の区域内に關する費用でございます。

その次に火災復興事業費補助といふものは戦災復興でございます。いわゆる終戦後におきまして大火がありまして、そうしてその都市を復興して参らなければならぬといふ場合における事業費に對する補助でございます。ここに計上いたされておりますのは長野県の飯田市とそれから秋田県の能代市の、これも数年に亘りまして継続的に補助をいたしておるのであります。それから二十五年分がここに計上されておるのでございませう。その次に港湾地帯整備事業費と申しますのは、これは主として大阪でございます。大阪の地盤沈下をいたしまして……これは大正区だと思つておられます。それを戦災復興のこの時機に、一方におきまして港湾を整備いたしました。その港湾の浚渫いたしました泥を吐き出して、地盤を二メー

トル上げようという費用に對して、家屋移転等或いは地下埋設物等の移設といつたような方面に對しまして、都市局の方から補助を出して参りたい。これは港湾局の方面の仕事と相俟つて大阪の港湾地帯の整備を圖つて参りたいといふような費用でございます。

その次に公共施設整備事業費補助と申上げますのは、これは戦災都市以外の都市、いわゆる非戦災都市におきましての公園、運動場といつたようなものを整備して参りたいといふ方面、多少の公園の創設といつたようなものも入つておるのでございませう。そういつたような費用が千五百万円要すると考へて、かように入れておるのであります。以上何れも二分の一の国庫補助といふことに相成つておるのであります。

それから街路事業費補助と申上げますのは、本年度におきまして三億円計上いたしておるのでございませう。これは戦災都市並びに非戦災都市におきまして重要な幹線街路、都市計画画上決めた重要な幹線街路に對しまして、これらの修復等に對しまして補助をして参りたい。これは実はマツカサー都市五ヶ年計画の概要の中の特に重要な幹線街路に該當いたしますものを特に拾ひ上げて、これを三億、従来は非常に細かく戦災都市再建整備であるとか、或いは連絡街路であるとか、橋梁復旧費補助といつたような工合に前年度まで分れておつたのでございませう。これを一括いたしまして重要幹線街路事業費といふことに費目の統制をいたしました關係上、本年度は一本の費用に相成つておるのでございませう。

それから、その次は廣島、長崎、こ

それはまあ兩特別法が出ましたので、これに對しまして二億七千万の国庫補助を出すということになりまして、これは戦災復興の費用、それから重要幹線の費用並びに記念施設といつたようなものに対する補助ということに相成つておるのであります。

それからその次は都市水利施設整備費といふことに相成つておるのでございませう。これは主として、都市水利といふ言葉は或いは詰弊があるかも知れませんが、排水問題でございます。河川法の適用も受けませんし、又一方におきまして下水道の方の適用も受けないので、都市にいわゆる水路といふものが相当にあるのであります。これはまあいわゆる災害時における浸水の大きな原因にもなり、又衛生上から見ましても非常に不潔であるといふようなものを整備いたして参りたいといふ意味におきまして二千四百万円程度の補加をいたしまして、これらの整備を圖つて参りたいといふ費用でございます。

その次は国営公園の整備の仕事でございます。これは御承知の通りに新宿御苑、それから皇居前の苑地並びに京都御所、この三つを、建設省においてこの建設の事業といふものを担当いたしておるのでございませう。この三つに對します建設の費用が上つておるのでございませう。主としてたしめておるのでございませう。橋梁、ここにあります橋梁の腐朽しておるものを復旧いたして参るとか、或いは芝刈を整備して参るとか、或いは照明をつけるとか、或いは公共用の便所を設置するとかいふような費用がこの中に計上されておるのであります。

九

九

その次には、最後に都市災害復旧事業費でございますが、これは昭和二十三年、二十四年度におきまして発生をいたしました都市における街路の整備事業或いは区画整理を新たに施行して参るといふような地域、或いは地下防空壕による埋没に対するこれの復旧事業といつたようなものがこの中に計上されておるのでございます。

以上が大都市局の關係の内容でございます。

○赤木正雄君 ここに廣島及び長崎特別建設事業費として計上されておりますが、これに該当する外の戦災都市の街路事業費と申しますか、それはどこにどの項にございませうか。

○政府委員(八嶋三郎君) 廣島長崎の分は戦災復興、先程申し上げました戦災復興の分もその重要幹線のみ一括いたしました二億七千万円の中に入つておるのであります。廣島長崎以外の所で先程の費用を全部使つて、廣島長崎の分は全部二億七千万円の中に一緒に入れてある。だからして先程申し上げました都市復興事業費補助とか、或いは何です、公共施設整備費補助とか、それから街路整備事業費補助というものの分には廣島長崎の分は入つてない。従来は皆それの中に入つておつたやつを今廣島長崎の分は一括いたしました廣島長崎特別都市建設事業費補助というものの中に入れてあります。

○赤木正雄君 この廣島と長崎は特別都市計画になりましたので、こういう特別の項目を挙げてあります。この場合に廣島長崎の、この特別都市建設法の出る前の両都市の按分と、その各戦災都市に対する按分と、この廣島長崎

が特別都市になつたために按分の割合がどうなつたか、今お手許になければ、この次の委員会まで従来戦災都市に對してこれ／＼出した。そのうちで廣島長崎にこれ／＼出した、この二つの都市が特別都市になつたためにこれだけ出して全体に對する割合はこれだけだ、この比例をこの次の委員会までにお示し願いたい。と申しますのは、私共はこの法案を審議する場合に、特に戦災を受けた都市に對しての比率を變えるようなことがあつてはいかん、戦災を受けた多くの都市は非常に困つておるから、その都市を難んじてはいかないといふことをくれ／＼も申し上げました。その建前からして、どういふ割合になつておるかを知らたい。この次の委員会までよろしくございませうから、この割合をお示し願います。

○政府委員(八嶋三郎君) 戦災復興の費用は……まあこの次に拵えて来ませう。

○委員(柴田政次君) お話りいたしますが、住宅局長はこの次にして貰いたい、こういうお話であつたのでございませうが、皆さんの御質問がなされたら、この程度で今日は延会いたしたいと思ひますが、御異議ございませうか。

○赤木正雄君 尙今日御説明願つた点について、御質問したいと思ひますから、この次の委員会にはやはり今日のような政府委員の御出席を望みます。

○委員(柴田政次君) 承知いたします。

○赤木正雄君 尙附加えませんが、この前の委員会の打合せで、長野県の水害状況を聞くといふことになつておりました。これもこの次の委員会に……。

○石坂豊一君 ちよつと閉会前に、管理局長が見えておるようだからちよつと聴きたいのですが、御承知の常願寺川渡漕のパワー、あれは今年も少し入ることになつておるようですが、ところが右岸の方へばかり行つて、左岸をやらぬといふことになると、むしろ左岸の方、富山市の方が一番痛切に感じておる筈である。これが却つてあべこべに右岸の方へ行くといふので、全然氣を廻してはいるのです。それで多くの人々が陳情に出て来ておりますが、それはそうやかましく言わなくても出張所の方でよく分つておる。却つて又河を掘つて土を上げたところばかりが堅固なものでない、今年是非左岸の方へ持つて行きたいと思ひますが、あなたの方の計画はどういふふうになつておるのか、それを一つお分りになる程度で……。

○説明員(藤江操一君) 只今石坂委員の御質問になつた点でございませうが、実は私もまだ詳しい話は承知いたしておりません。いたしておりませんが、地元側の御要望なり、それから現場においても勿論さういふ点を勘案して本省に對しても要求は出ておると思ひますので、御趣旨に副うように考へて行きたいといふふうに思ひます。早速歸りまして相談いたして見たいと思ひます。

○石坂豊一君 どうぞ河のことは、これは兩岸でみんな鋭敏な感覺を持ちますから、公平にしてやつて頂きたいと思ひます。

思ひます。技術者はおの／＼その見解を持つてやるのでしようけれども、そこはやはり地方の民心に及ぼす影響を考へなければいかんと思ひますから、單に技術的のことばかりでなく、地方の治水の観点からも考へて配慮して頂くように特に御留意願ひします。

○委員(柴田政次君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時四十七分散会
出席者は左の通り。

- 委員 柴田 政次君
理事 岩崎正三郎君
赤木 正雄君
小川 久義君
委員 石坂 豊一君
江田 三郎君
小林 亦治君
田中 一君
久松 定武君
東 隆君

- 國務大臣 増田甲子七君
建設大臣
政府委員 建設政務次官 渡邊 良夫君
説明員 管理局長 藤江 操一君
河川局長 伊藤 大三君
道路局長 菊池 明君
都市局長 八嶋 三郎君
住宅局長 伊東 五郎君

七月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第三十八條の次に次の一條を加える。
(恩給法の準用)
第三十八條の二 公庫成立の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員又は公務員とみなされる者が公庫の役員又は職員となつた場合(その公務員又は公務員とみなされる者が引き続き同條に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公庫の役員又は職員となつた場合を含む)には、同法第二十條第一項に規定する文官であつて公庫からは俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法第二十条第一項に規定する文官であつて公庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなされる者が前項において準用する恩給法第五十九条第一項の規定による公庫に納付すべき金額は、俸員の支拂をする際その支拂をする公庫の職員が俸給からこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳書を添附して毎翌月十日までに、歳入徴収官に納付しければならない。

3 第一項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給

與等については、公庫を行政庁とみなす。

第三十九條及び第四十條を次のように改める。

(共済組合)

第三十九條 公庫の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の適用については、国に使用される者で、同法第二條第一項の規定により建設省に設けられた共済組合の組合員となるものとする。

第四十條 前條の規定により建設省に設けられた共済組合の組合員となつた者に係る国家公務員共済組合法第六十九條第一項各号に掲げる金額は、同項の規定にかかわらず、公庫が負担するものとし、公庫の總裁がこれを毎月当該共済組合に拂い込むものとする。

2 公庫の總裁は、前項の規定により、当該共済組合に負担金を拂い込む場合において、組合員の推定数に基いて概算拂をすることができ、この精算は、当該会計年度末において組合員の實数に基いて行われるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年六月五日から適用する。

2 改正後の住宅金融公庫法(以下「法」という)第三十八條の第二項の規定により恩給法の準用を受ける者がこの法律施行前に支給を受けた俸給のうちから控除されるべきであつた同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定

により、公庫に納付すべき金額については、俸給の支拂をする公庫の職員は、その者から当該納付すべき金額に相当する金額を徴収して、この法律施行後最初に支拂われる俸給から控除して納付すべき法第三十八條の第二項の納付金とあわせて歳入徴収官に納付するものとする。

3 改正後の法第三十九條の規定により建設省に設けられた共済組合の組合員となつた者が、この法律施行前に支給を受けた俸給のうちから国家公務員共済組合法第六十八條の二の規定により控除されるべきであつた掛金に相当する金額については、俸給の支拂をする公庫の職員は、その者から当該掛金に相当する金額を徴収して、この法律施行後最初に支拂われる俸給から控除して同條の規定により拂い込むべき掛金に相当する金額とあわせて当該共済組合に拂い込むものとする。

4 改正後の法第四十條の規定により住宅金融公庫の總裁が建設省に設けられた共済組合にこの法律施行前に拂い込むべきであつた国家公務員共済組合法第六十九條第一項各号に掲げる金額については、この法律施行後最初に拂い込むべき同項各号に掲げる金額とあわせてこれを当該共済組合に拂い込むものとする。

昭和二十五年七月二十八日印刷

昭和二十五年七月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所